

美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

美浜町長 八 谷 充 則

美浜町規則第9号

美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則

美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則(令和元年美浜町規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第14条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[略]</p> <p>4 成績率は、職員の人事評価の結果に基づき、職員が各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の102.25</u>超</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の102.25</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の102.25</u>未満</p> <p>(休暇時の報酬)</p> <p>第16条 時間額で報酬が定められた職員が、美浜町会計年度任用職員の</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第14条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[略]</p> <p>4 成績率は、職員の人事評価の結果に基づき、職員が各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の103.5</u>超</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の103.5</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の103.5</u>未満</p> <p>(休暇時の報酬)</p> <p>第16条 時間額で報酬が定められた職員が、美浜町会計年度任用職員の</p>

勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年美浜町規則**第7号**。以下「勤務時間規則」という。)第15条に規定する年次休暇及び勤務時間規則第16条第1項に規定する有給の特別休暇を取得したときは、当該職員について定められた勤務時間勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

別表第1(第4条関係)

職種別基準表

職種	学歴免許等	基礎号給		上限	
		職務の級	号給	職務の級	号給
一般事務	高校卒	1	1	1	9
屋内・屋外作業	高校卒	1	1	1	9
交通指導員		1	9	1	17
保育士(担任)		1	33	1	41
保育士(加配)		1	23	1	31
保育士(早延長)		1	38	1	46
上記以外、保育士		1	17	1	25
保育士補助(早延長)		1	17	1	25
保育士補助		1	1	1	9
児童厚生員 、子育て支援センター職		1	17	1	25

勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年美浜町規則**第9号**。以下「勤務時間規則」という。)第15条に規定する年次休暇及び勤務時間規則第16条第1項に規定する有給の特別休暇を取得したときは、当該職員について定められた勤務時間勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

別表第1(第4条関係)

職種別基準表

職種	学歴免許等	基礎号給		上限	
		職務の級	号給	職務の級	号給
一般事務	高校卒	1	1	1	9
屋内・屋外作業	高校卒	1	1	1	9
交通指導員		1	9	1	17
保育士(担任)		1	33	1	41
保育士(加配)		1	23	1	31
保育士(早延長)		1	38	1	46
上記以外、保育士		1	17	1	25
保育士補助(早延長)		1	17	1	25
保育士補助		1	1	1	9
児童館厚生員 、子育て支援センター		1	17	1	25

員					
調理員		1	1	1	9
栄養士		1	13	1	21
准看護師		1	25	1	33
正看護師		1	29	1	37
保健師		2	9	2	17
介護認定調査事務員		1	17	1	25
町長車運転手		1	16	1	24
学校事務(用務員)、生活支援員、給食配膳員、図書受入事務	高校卒	1	1	1	9
こども家庭支援員、教育支援センター指導員、特別支援学級アシスタント、海外派遣受入事務		1	17	1	25
教育相談員、社会教育指導員		1	27	1	27
防災専門官		2	64	2	64

職員					
調理員		1	1	1	9
栄養士		1	13	1	21
准看護師		1	25	1	33
正看護師		1	29	1	37
保健師		2	9	2	17
介護認定調査事務員		1	17	1	25
町長車運転手		1	16	1	24
学校事務(用務員)、生活支援員、給食配膳員、図書受入事務	高校卒	1	1	1	9
家庭児童相談員、教育支援センター指導員、特別支援学級アシスタント、海外派遣受入事務		1	17	1	25
教育相談員、社会教育指導員		1	27	1	27
防災専門官		2	64	2	64

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。